

(広報資料)

平成 21 年 1 2 月 3 日

保健福祉局保健衛生推進室
生活衛生課
TEL 222-3433

「京都市食の安全・安心に関する条例(仮称)」骨子(案)の市民意見募集 及び説明会の開催について

平成 12 年の大手乳業メーカーの大規模な食中毒事件の発生を発端に、牛海面状脳症 (BSE) 問題、中国産冷凍ほうれんそうの残留農薬違反など、食品に関する事件や事故が多発し、平成 15 年には、食品の安全性を確保するため「食品安全基本法」が制定されるとともに、「食品衛生法」も大幅に改正されました。

こうした状況の中、食の安全と安心を確保し、市民の皆様の健康を保護していくことが本市の責務であると考え、更に毎年国内外から訪れる 5,000 万人を超える多くの観光旅行者の皆様のご健康についても保護すべく、「京都市食の安全・安心に関する条例(仮称)」(以下「条例」という。)を策定することとしています。

この度、条例の骨子(案)をまとめ、下記のとおり市民の皆様からの御意見を募集するとともに、条例骨子(案)についての市民への説明会を開催しますのでお知らせします。

記

1 条例骨子(案)

別添の意見募集リーフレットを参照

《概要》

条例には、本市及び事業者の責務や市民の役割を明確にしたうえで、以下のような基本的な施策を策定し、実施することにより、食品等の安全性を確保します。

- 市民及び観光旅行者の健康の保護
- 事業者による自主衛生管理の推進
- 自主回収報告制度の新設
- 行政、事業者、市民等の関係者間での情報の共有及び意見交換の推進
- 危機管理体制の整備

2 意見募集リーフレットの入手方法

市役所案内所、各保健所、区役所、支所等で配布します。

京都市保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課ホームページでもダウンロードしていただけます。http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-5-3-0-0_2.html

3 応募期間

平成21年12月3日(木)から平成22年1月4日(月)(必着)

4 提出方法

住所・氏名・電話番号・性別及び年齢を明記のうえ、郵送、FAX、又は電子メールでお送りください。(意見募集リーフレットにも応募用紙を添付しています)

※お電話での御意見はお受け付けできません。また、頂いた御意見に対する個別の回答は出来ませんので、あらかじめ御了承ください。

5 応募・問い合わせ先

〒604-8571 京都市保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課宛 (住所記載不要)

TEL 075-222-3433

FAX 075-222-3416

電子メール eisei@city.kyoto.jp

6 説明会の開催

条例骨子(案)についての説明会を以下のとおり開催します。

(1) 日 時

平成21年12月18日(金) 午後2時から午後4時

(2) 場 所

ウイングス京都 セミナー室B

〒604-8147 京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262 TEL 075-212-7490

(3) 内 容

「京都市食の安全・安心に関する条例(仮称)」骨子(案)について

(4) 参加費

無 料

(5) 定 員

約50人(当日先着順)

事前の申込みは不要ですので、当日、開催場所の「ウイングス京都」までお越し下さい。

(6) 問い合わせ先

京都市保健福祉局保健衛生推進室 生活衛生課(食品衛生担当)

TEL 075-222-3433

交通手段

地下鉄烏丸御池駅(5番出口)または地下鉄四条駅・阪急烏丸駅(20番出口)下車徒歩約5分

駐車場はからだの不自由な方の来館時や荷物の搬入用に限らせていただいています。本施設へお越しの際は、電車・バスなど公共交通機関をご利用ください。

